

建築士事務所の開設者及び管理建築士の方へ

～管理建築士講習を受けていないと建築士事務所登録が取り消されます～

- 平成20年に建築士法が改正・施行され、管理建築士に、「管理建築士講習」の受講が義務づけられました
- 未だ受講していない管理建築士の方は、平成23年11月27日までに**管理建築士講習を受講**しなければなりません
- この日までに受講し修了(講習には修了考査があります)しないと、
 - ・ 建築士事務所の**登録が取り消されます**
 - ・ 取消の日から**5年間は、再度の登録ができません**
 - ・ 建築士事務所の開設者が建築士の場合は、その**建築士も懲戒処分**の対象となり得ます
- 管理建築士講習は4つの登録講習機関で開催していますので、未受講の方は速やかに申込みをお願いいたします
講習の情報は <http://www.icas.or.jp/kenchikushiho/kanri.php> をご参照下さい (一般社団法人 新・建築士制度普及協会のHP)
- 制度や手続きに関する問い合わせは、各都道府県 建築士法担当課へ